給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第９号

川崎市多摩区栗谷１丁目７番16号

再生債務者　山口　幸久

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月17日まで

平成23年12月27日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再ロ）第１００７７号

東京都品川区小山台１―18―13　メゾン林Ｎｏ．２―201

再生債務者　鈴木　瑠美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月18日まで

平成24年１月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１号

北海道北見市柏陽町577番地70　大成ハイツ205号

再生債務者　鈴木かおり

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年１月26日まで

平成24年１月５日

釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第２号

和歌山県田辺市あけぼの47番16―301号東宝ハイツⅡ３―Ａ

再生債務者　岩峪せつ子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月２日まで

平成24年１月５日

和歌山地方裁判所田辺支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００５８号

東京都品川区戸越６―１―２―502

再生債務者　千葉　央子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年11月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１００６４号

千葉県柏市豊上町29―12

再生債務者　池田　陽一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号

大分市大字光吉2114番地の25　市営２Ａ１―12

再生債務者　横山　裕二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月５日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（再ロ）第７号

大分市大字光吉2114番地の25　市営２Ａ１―12

再生債務者　横山　郁代

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月５日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２０年（再ロ）第１００９１号

東京都品川区旗の台３―４―５　和田方５号室

再生債務者　古川　英一

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年11月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年１月４日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第６号

秋田県仙北市田沢湖小松字二枚橋75番地２

再生債務者　飯塚　　聡

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成24年１月５日　秋田地方裁判所横手支部

会社公告

会社公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年二月十七日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十四年二月十五日を予定し、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しています。

この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　平成二十三年六月八日

掲載頁　九十五頁（号外第一二二号）

（乙）掲載官報

掲載の日付　平成二十三年六月八日

掲載頁　八十四頁（号外第一二二号）

平成二十四年一月十六日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目七番三号

（甲）株式会社ティーケーピー

代表取締役　河野　貴輝

東京都中央区日本橋茅場町三丁目七番三号

（乙）株式会社ＴＫＰキャピタル

代表取締役　横岩　利恵

会社公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一社の株主総会の承認決議は平成二十三年十月三十日に終了しております。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　産経新聞

掲載の日付　平成二十三年六月二十四日

掲載頁　十五頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十三年六月十四日

掲載頁　五頁

平成二十四年一月十六日

東京都渋谷区渋谷二丁目一七番五号シオノギ渋谷ビル

（甲）株式会社ベネッセスタイルケア

代表取締役　小林　仁

東京都渋谷区渋谷二丁目一七番五号

（乙）株式会社ポンセジュール

代表取締役　小林　保康

会社公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十二日

掲載頁　九頁（号外第一三三号）

平成二十四年一月十六日

東京都港区新橋二丁目一六番一号

（甲）アタカ大機株式会社

取締役社長　小機　川一雄

岳県尼崎市杭瀬北新町二丁目二番二四号

（乙）日本サニタリー株式会社

取締役社長　大畦　国雄